



令和元年6月27日

今年も実施します！河川愛護月間！

～例年好評！絵手紙の募集も行います！～

国土交通省、都道府県及び市町村では、毎年7月1日～7月31日を「河川愛護月間」と定め、様々な取組を実施しています。

また、「河川愛護月間」中には、皆さんの川にちなんだ思い出、夏休みの川遊び体験などを絵手紙にしたものを募集しております。例年大変好評をいただいているイベントであり、年齢、職業などの制限はなく、誰でも気軽に参加できますので、たくさんの御応募をお待ちしております！

「河川愛護月間」は、昭和49年から毎年7月に、地域住民、市民団体と関係行政機関等が協力して、川とそのまわりの環境を守るとともに、皆さんの川に親しむ気持ちを育んでいこうという取組を行っている期間です。今年も、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」を河川愛護を推進する標語として活動を実施します。（参考：令和元年度「河川愛護月間」実施要綱）

函館開発建設部管内では、実施期間中、地元小学校、地域住民、市民団体等と連携して、水生生物調査などの取組を行う予定です。

（別紙1：函館開発建設部の取組について）

また、「河川愛護月間」中には、広報活動の一環として「川遊び～川での思い出・川への思い出～」をテーマにした絵手紙の募集を行っております。

昨年度は全国から1,084点の作品が寄せられ、審査の結果、全国で20点の入賞作品が決定しました。（参考：河川愛護月間チラシ）

（別紙2：「河川愛護月間」絵手紙募集要領）

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

公物管理課 課長 中田 善則 （電話 0138-42-8079）

公物管理課 課長補佐 山岸 丈洋 （電話 0138-42-7691）

函館開発建設部ホームページ <https://www.hkd.ml.it.go.jp/hk/>



函館開発建設部の取組について

○水生生物調査

日本有数の清流に触れ、川に親しんでもらうため、後志利別川流域の小学校3校の児童を対象に、後志利別川に生息する水生生物の採取や簡易的な水質調査を下記のとおり実施します。

(1) 参加者：せたな町立北檜山小学校4年生(26名)【実施済】

日 時：令和元年6月26日(水) 9:20～11:20

場 所：サケ公園(せたな町北檜山区字徳島)

(2) 参加者：今金町立今金小学校4年生(35名)

日 時：令和元年7月9日(火) 9:00～10:50

場 所：田代橋上流左岸(今金町字今金)

(3) 参加者：今金町立種川小学校3・4年生(10人)

日 時：令和元年7月11日(木) 9:20～11:00

場 所：新花石橋左岸(今金町字花石)

○その他

河川愛護月間中、函館開発建設部本部庁舎、今金河川事務所にポスターを掲示するとともに、管内市町村にポスター・チラシを配布し、河川愛護月間を呼びかけます。

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目的

「河川愛護月間（7月1日～7月31日）」における広報活動の一環として、平成18年度より同月間推進事業として絵手紙作品を募集してきました。令和元年度も、昨年度に引き続き、絵手紙を未就学児から一般の方まで広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

①募集内容

- ・ テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

- ・ 募集作品

川遊びで川に潜ったり、川の生き物を観察したなど、川での体験や川と触れ合い感じた「川での思い出や川への思い」を文章にし、絵と組み合わせて描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。（写真は応募できません。）

②応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。（応募できる作品は一人一作品です。）

③応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ（100mm×148mm）

④応募方法

応募作品の裏面に必ず氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

（氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。）

※ ご記入頂いた個人情報は、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤応募上の注意

- ・ 応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- ・ 応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・ 応募作品は、返却致しません。

⑥締め切り

令和元年9月27日（金）まで（当日必着）

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、来年度の「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞（国土交通大臣賞）	1点
優秀賞（国土交通事務次官賞）	6点
優良賞（国土交通省水管理・国土保全局長賞）	8点
審査員特別賞	5点

7. 表彰

国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

（送付先）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局治水課内 「河川愛護月間」絵手紙募集係

（問合せ先等）

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係 03-5253-8111（内線35663）

HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

7/7は
川の日です



国土交通大臣賞：前田 知輝さん
(吉野川市立西麻植小学校)



事務次官賞：赤坂 知紗さん
(美里町立不動堂小学校)



事務次官賞：黒川 小春さん
(菊川市立西中学校)



事務次官賞：加藤 優衣さん
(大崎市立松山小学校)

せせらぎに ほくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日



事務次官賞：真鍋 光稀さん
(三豊市立高瀬中学校)



事務次官賞：向井 喜八さん
(鳥取県)



事務次官賞：田中 凜花さん
(佐伯市立昭和中学校)

"絵手紙"募集中!!

詳しくは

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

令和元年9月27日(金)必着

今すぐアクセス

◆標語(平成22年募集)は国土交通大臣賞 松永 卓真さん(熊本県八代市立太田郷小学校)の作品
◆絵手紙(平成30年募集)は国土交通大臣賞他を受賞された方々の作品

- 主催：国土交通省／都道府県／市町村
- 後援：内閣府／NHK／一般社団法人日本新聞協会／一般社団法人日本民間放送連盟
- 協賛：公益社団法人日本河川協会／公益財団法人リバーフロント研究所／公益財団法人河川財団／全国治水期成同盟会連合会／全国水防管理団体連合会／一般社団法人建設広報協会／一般財団法人河川情報センター／一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団／全国建設弘済協議会／一般社団法人全国海岸協会

7月1日～7日は河川水難事故防止週間

〈川の防災情報〉 <http://www.river.go.jp>
〈気象庁天気予報〉「市外局番」+「177」



「河川愛護月間」“絵手紙”を募集します。



『河川愛護月間』“絵手紙”募集要領

1. 目的

「河川愛護月間（7月1日～7月31日）」における広報活動の一環として、平成18年度より同月間推進事業として絵手紙作品を募集してきました。令和元年度も、昨年度に引き続き、絵手紙を未就学児から一般の方まで広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

① 募集内容

・テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

・募集作品

川遊びで川に潜ったり、川の生き物を観察したなど、川での体験や川と触れ合い感じた「川での思い出や川への思い」を文章にし、絵と組み合わせて描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。（写真は応募できません。）

② 応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。（応募できる作品は一人一作品です。）

③ 応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ（100mm×148mm）

④ 応募方法

応募作品の裏面に必ず氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

（氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。）

※ご記入頂いた個人情報、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤ 応募上の注意

- ・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- ・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品は、返却致しません。

⑥ 締め切り

令和元年**9月27日（金）**まで（当日必着）

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、来年度の「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞（国土交通大臣賞）	1点
優秀賞（国土交通事務次官賞）	6点
優良賞（国土交通省水管理・国土保全局長賞）	8点
審査員特別賞	5点

7. 表彰

国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。



協賛：

公益社団法人日本河川協会／一般社団法人建設広報協会
一般財団法人河川情報センター

≫ 送付先・問い合わせ先等

送付先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局治水課内 「河川愛護月間」絵手紙募集係

問合せ先等 国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係 03-5253-8111（内線 35663）
HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

令和元年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期間

令和元年7月1日（月）から7月31日（水）まで

3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、NHK、一般社団法人日本新聞協会、
一般社団法人日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、
公益財団法人河川財団、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、
一般社団法人建設広報協会、一般財団法人河川情報センター、
一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会
一般社団法人全国海岸協会

6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

7. 推進標語

「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」

(平成22年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動等を支援する。

ニ．河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ．河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ．河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ．各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ．関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ．地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ．近年多発する河川水難事故を受け、7月1日から7日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ．出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。